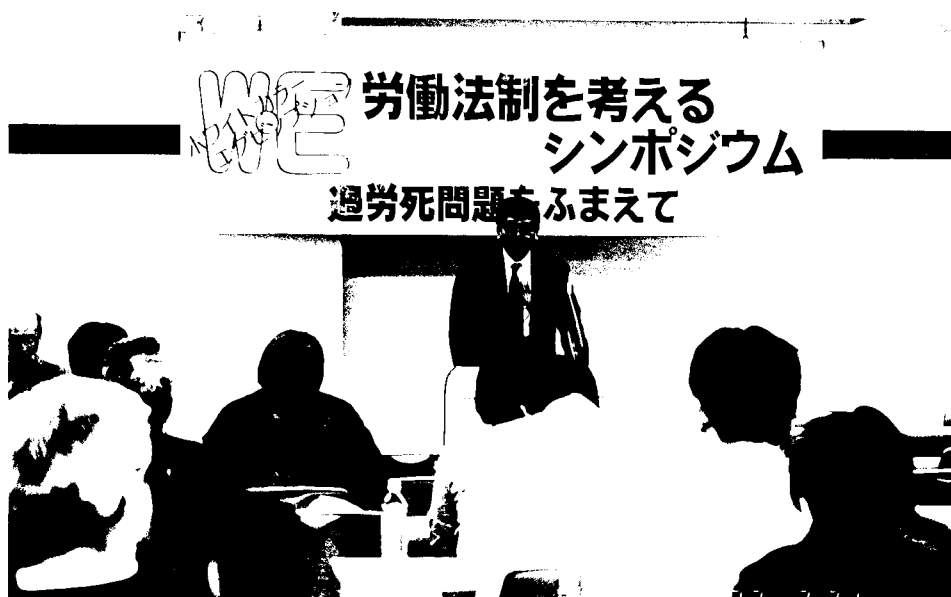


いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
 TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
 URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

ホワイトカラー・エグゼンプション法(W・E法)の 廃案を目指すシンポジウムを開催



挨拶する愛労連・羽根議長

3月21日、過労死促進法と言わざるを得ない、とんでもないホワイトカラー・エグゼンプション法(W・E法)の廃案を求めて、愛労連・愛知健康センター・過労死家族の会など6団体の共催で、W・E法の廃案を目指すシンポジウムを開催しました。シンポジウムには90名を超える参加者があり、活気に満ちた集会となりました。

政府は、経団連など財界の強い要求に基づき、「一日8時間・週40時間」などの労働時間規制をはずし、残業代も支払わないW・E法を、7月に行われる参議院選挙の結果次第で、秋の国会に再提出する構えです。

シンポジウムでは、日本福祉大学教授大木一訓先生による、事態を重く見た基調報告に始まり、第二部は岩井羊一弁護士、過労死家族の会・倉田利奈さん、愛労連・吉良多喜夫さんの三名がパネラーとなり、それぞれの立場から「W・E法の提出可能性も依然高く、廃案を目指す運動を強めることが求められる。W・E法の導入は、過労死家族の苦しみをさらに拡大する。」等の発言がありました。また、フロアーからも同法案に対する強い反対意見が出され充実した集会となりました。

最後に、同法案を廃案にするべくアピールを、集会名で採択しました。

会社の敷地内に、労働組合事務所を設置させる

スミケイ運輸親交労組



竹内・岩井両弁護士を囲み、喜びに沸く親交労組と支援者

愛知県労働委員会の命令を受けながらも、親会社・住友軽金属等の妨害のために設置できなかった労働組合事務所設置問題が、2月19日解決し、協定書に調印されました。

労働組合の事務所は、8名の組合員が在籍するスミケイ運輸豊川営業所の一角(住軽金の敷地内)に開設され、甲斐道夫委員

長は、3月24日に開かれた勝利報告集会で、念願の労働組合事務所が実現した喜びと支援者へのお礼、そして今後の奮闘の決意を表明し、満場の拍手の激励を受けました。

4月14日には、事務所の見学会が行われ、組合員と弁護士団・OB・支援者が交流を深めました。



新しくできた組合事務所前にて

刈谷市職員・倉田康弘さん
公務災害認定請求
愛知県支部審査会

30名参加の公開審査会を開かせる！

刈谷市職員の公務災害を求める愛知県支部審査会開催

3月12日（月）午後2時30分より、愛知県自治センター3階会議室Dにおいて、刈谷市美術館職員・倉田康弘さんの公務災害認定を求める愛知県支部審査会（口頭意見陳述）が開かれました。

支部審査会事務局は、口頭意見陳述参加人数を、前例がないと言うことで不当にも人数制限をしてきました。当初は、意見陳述者6名のみの参加を連絡してきました。しかし、公務災害を求める会の粘り強い交渉の結果、30名の参加が認められたものです。会場となった会議室Dは、30名の参加者で満席となり、3名の審査会の委員はどう受け取られたことでしょうか。

◆樽井弁護士

地方公務員災害補償法に述べてある「公務災害補償」は、遺族補償がその本旨である。康弘さんの場合、早出や残業はあくまで自主的なものであり、かつ時間外労働における成果物は特定されないという事由から、本件は公務災害に該当しないという主張を認めれば、およそ公務災害とはほとんど認められなくな

る。被災者の死亡原因と仕事との因果関係は経験則に照らして行うべきである。さらに、康弘さんの時間外労働についてもさまざまな経験則の上にあるべきであり、康弘さんの死亡は、地方公務員災害補償法の主旨からも公務上災害と認めるべきである。

6名の方が意見陳述された内容は以下のとおりです。（文責 今枝 正昭）

◆福井弁護士

公務災害認定は、民間労働者の労災認定より厳しい現状がある。一方、康弘さん自身についても死亡前には、過重な時間外労働が存在している。しかし、刈谷市当局は実態を直視しておらず、刈谷市長は「誰が時間外に出勤（勤務）したか判らない。」と述べ、職員がサービス出勤をしているという認識もない。

更に被災者の持ち帰り残業についても、残業指示があったと認めるべきであり、残業時間のカウントから削減する必要はない。また、被災前一ヶ月の残業時間についても、公務災害認定基準を上回る値であり、認定基準からも十分、公務災害が認められる事案である。

◆名古屋水道労働組合・吉川正春氏

はじめに自己紹介。（名古屋市上下水道局40年勤務。労働安全衛生員を歴任）

「異常な事態」について陳述したい。H10年4月の人事異動で、刈谷市機構改革により職員が4名配置から3名に減員された。通常、減員する職場については、ベテランを残すなどの特別な配慮がされる。しかし、刈谷市は何の配慮もせずに「負担はない」と述べているが、康弘さん被災後はこのような人事は二度と行っていない。さらに、H9年とH10

年の康弘さんの職務を比べてみると、美術館の職務については三つの業務が全て康弘さんの業務になっており、これは明らかに業務が過重になっている。

また、康弘さんの健康診断結果では、心電図が「要精検」となっているが、検診後の指導は刈谷市の健康管理規定どおりに実施されていない。これは明らかに労働安全衛生法違反ではないか。

◆田巻弁護士

医学的知見から原処分庁の誤りを指摘。すなわち、原処分庁は、本部専門医から意見を聴き、その専門医の意見をそのまま引用している。しかも、この専門医は、倉田事案の内容の精査もせずに聞き取りされており、わずか7行の文章しか述べていない。倉田利奈さんは、康弘さんの主治医から意見書をいただ

いている。主治医の意見書は、弁護団が要請した田淵医師の意見書とも内容は一致する。つまり、康弘さんは美術館配属後急激に血圧が上がり、職務による負担が過重になり、その結果くも膜下出血を発症して死亡したと言えます。公務災害認定をお願いします。

◆水野弁護士

公務起因性の判断基準について陳述。康弘さんの事案は、公務災害認定基準に照らしても認定されるケースである。公務上外の認定にあたっては、被災者本人にとって過重であったかどうかによる。つまり、本人にとって過重であると認められて発症すれば公務上と認定すべきである。さらに康弘さんの場合、

刈谷市は健康診断後の事後指導を行っておらず、これは安全配慮義務違反といえる。使用者に違反があった場合、認定にあたってはもと緩やかに行われるべきで、被災者の急激な血圧上昇を考えると、康弘さんの公務過重性を示すものであり、相当因果関係についてもっと緩やかに判断すべきである。

◆倉田 利奈さん

康弘さんの過重な業務を陳述。利奈さんは、康弘さんが美術館勤務となってから生活が一変し、康弘さんの帰宅時間が夜10時を過ぎてからになることや日付が変わってからになるほど過重になったことや自費でワープロを購入し、持ち帰り残業を行っていたことを陳述しました。また、休日も出勤し、しかも予算がないのでサービス残業になっている点も詳細に陳述しました。

さらに、H10年4月には、刈谷市機構改革により、美術館の人員が4名から3名に減員され、その上、上司2名が異動になり、残った美術館経験職員は康弘さん一人になり、更に業務が過重になったことなどを涙ながらに陳述しました。さらに、公務災害申請にあたって、刈谷市は極めて理不尽な対応で、事

実を隠している
ととらえられて
も仕方がない、
非協力的な態度
に終始したこと
を訴えました。

「私は、8年以上経過した今でも、夫が美術館勤務にならなければ死ぬことはなかったと確信しています。過労死でないとすれば、なぜ夫は30才という若さで死ななければならなかったのか、仕事以外に死亡理由が見あたらない。」と述べ、公務災害認定を強く求めました。



ボードフォン
損害賠償請求
小出過労死裁判

ボードフォン損害賠償裁判控訴審、 5月15日10時 名古屋高裁1001法廷

3月16日（金）、労働会館会議室において、部屋いっぱいの参加者で第2回の「小出さんを支援する会」の総会が開かれました。愛知争議団・国民救援会愛知県支部・名古屋過労死を考える会・卓球の仲間などから連帯のあいさつがありました。弁護団を代表して岩井弁護士から地裁判決の問題点について報告が

ありました。

不当判決は①ボードフォンが開局するときの超過勤務によるうつ病の発生を認めなかったことは主治医の意見を無視している。②小出さんを佐屋の倉庫に転勤させたことは障害者であり、うつ病であった小出さんに対する不当な配転であることを見逃している。③会

社が小出さんがうつ病であることを知らなかったことを理由に安全配慮義務違反を認めなかったことです。

これでは労働安全衛生体制が不備の方が会社の責任を問われないことになり、世の中で増加しているうつ病による自殺事件を減らすことができません。

2月15日に控訴し、3月末には控訴理由書を提出しました。この中で、岩井弁護士は「安全配慮義務」について、これまでの判例を紹介しながら安全配慮義務とはどういうものか。どのようにしなければならないものか詳しく論じています。

総会は黒島議長を加えた役員体制を承認し、原告三人の力強い決意を拍手で確認して終わりました。交流会は元気のあふれる会となりました。

◆栄総行動でソフトバンクに要請行動

'07年4月18日、第67回栄総行動で、小出堯さんの過労自殺事件でソフトバンク（旧ボーダフォン）へ、午後2時から3時過ぎまで要

請行動をとりくみました。

要請団長は、全司法・土屋さん、遺族・小出典子さん、長女・一七子さんを含め20名。名古屋駅ツインビル35階のソフトバンク中部支社に行き、総務部・若林さんに「この事件解決に誠実な対応をとるよう」強く要請しました。昨年秋に続き2回目、今年1月24日名古屋地裁で、原告側敗訴となりましたが、会社は、やっと要請書を受け取りました。しかし、その対応は、部屋に入れず、受付の前で「会社は、裁判でやっているのです、何もありません！」の態度。「要請内容は本社に伝えます」と若干の変化を見せました。今回は、廊下の奥に、会社側の要員を一人待機させ、監視する状況に対し、みんなで厳重に抗議する場面もありました。

第1回控訴審は5月15日（火）10時から行われます。傍聴席をいっぱいにして裁判官に私たちの決意を伝えるとともに、裁判所に対する新しい署名を始めていますのでご協力ください。

（文責 渡辺 三千夫）



支援する会総会で挨拶をする原告・高見一七子さん

メンタルヘルス学習会

日時：6月22日（金）6時30分

場所：労働会館2階会議室

講演：「安全配慮義務とは何か」—小出裁判地裁判決を切る—

講師：弁護士・岩井羊一氏

* 岩井弁護士をお招きし、小出裁判名古屋地裁判決の問題点を浮き彫りにして、安全配慮義務とは何かについて学習します。是非、参加してあなたの職場でも「安全配慮義務違反」のないように学びましょう。

秋にも判決か？

証人尋問は5月29日(火)10時終日
最終弁論は7月20日(金)11時

4月20日(金)午前10時30分、ドラッグスギヤマ・損害賠償請求杉山裁判第14回口頭弁論が、名古屋地裁1103法廷で開かれました。傍聴者は30名弱。

冒頭に、裁判官の構成の変更が告げられ、左陪席の裁判官が上村考由氏から志賀勝氏に交替しました。提出された準備書の確認が行われ、続いて証人尋問の日程が5月29日(金)10時から終日、最終弁論は7月20日(金)11時と確認されました。

証人尋問については、午前中3名、午後3名の計6名。原告の証人尋問の予定時刻は、貴紀さんの父親・杉山正章氏が午後3時過ぎ、母親・ふじ江さんが午後4時前頃です。

特に、午前中の一番初めの証人尋問では、原告側証人として、貴紀さんの先輩薬剤師で以前スギヤマ薬品の店長であった方が尋問に立たれる予定です。この方は他会社で現在も薬剤師の仕事をしている立場上、悩んだ末、スギヤマ薬品の劣悪な労働実態を

証言し、現在在職している薬剤師や社員の為にも、この重大事件である過労死を「見過ごすことはできない。」と原告側証人として自ら名乗られた方です。また、この方は、陳述書も書いて頂いています。その内容は大変すばらしく、貴紀さんの過重な業務を立証するもので、弁護団からも大絶賛されています。まさに証人尋問が注目されます。

これまで13回を数えた口頭弁論で、ほぼ論点は出尽くしたと言えます。ドラッグスギヤマの責任を追求する裁判も、ここに来て証人尋問、結審、そして判決へと向かいます。判決は、この秋頃と予想されます。

口頭弁論後、裁判所前で報告集会が開かれました。報告集会では、原告・杉山正章さんが「和解の話もあったが、全くそのつもりはありません。最後まで判決を求めます。ご支援をお願いします。」と挨拶されました。

◆名古屋地裁宛要請はがきにご協力を

原告・杉山さんはお住まいが静岡県大井川町ということもあり、支援する会は組織されていません。愛知健康センター・過労死家族の会が中心となり裁判の傍聴支援を続けてきました。裁判の山場を迎え、勝利判決を勝ち取るために裁判所宛要請ハガキ

運動に取り組んでいます。要請がありましたらご協力をお願いいたします。また、傍聴者は無言の弁護団と言われています。5月29日証人尋問、7月20日最終弁論の法廷では、傍聴席を満席にしたいと思います。皆様のご支援をお願いします。

◆あくどいドラッグスギヤマの経営方法について匿名のメール

こんな匿名の訴えがありました。

以前、スギヤマで働いていました。過酷な労働条件で素直な人間ほど仕事量がどんどん増えていく会社だと思います。新店店長の最優先の仕事は店の周囲にある善良な個人経営店をマークして潰す事です。一日に何度も売価を見に行き、薬剤師が常駐し

ているのかチェックして価格を下げたり、保健所へ匿名で電話したりして店を閉めざるを得なくするのです。それが終わったら中規模のドラッグストアを潰していきます。私はこんなやり方に嫌気をさしてスギヤマを辞めました。

(文責 近森泰彦)

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

5月25日(金)10時～16時30分 名古屋地裁1103法廷にて証人尋問

当日5月25日(金)の予定は、

・10時00分～12時00分

上司堤氏・上司成瀬氏

・13時30分～16時30分

同僚井上氏・原告博子さんです。

被告側証人の二名の上司がどのような証言を行うか、傍聴席を満席にし、一言も漏らさず証言を聴きたいと思えます。「傍聴者は、無言の弁護団」と言われています。是非、支援傍聴をお願い致します。

傍聴席を満席に！

事務局：高橋久子さんからのお願い

◆4月26日(木)午後、名駅・ミッドランドスクエア前で街頭宣伝

前日の雨も上がった強風の中、トヨタ自動車が入っているミッドランドスクエア前で、内野さんの労災認定を求める街頭宣伝・要請署名・ビラ配布を実施しました。

これは、東京大気汚染公害訴訟の原告団が、トヨタ自動車本社へ要請に行く前に、名古屋駅前で街頭宣伝を実施したもので

す。この要請行動と同時に内野さんの街頭宣伝を行いました。当日は、原告・博さんも街頭に立ちマイクを握って訴えました。また、宣伝カーの周りでは、大気汚染原告団の訴えと同時に、内野健一さんの労災認定を求めるビラを配布しました。

首切りに脅かされるブラジル人労働者

＝ホンダは雇用には責任を持て!!＝

日系ブラジル人マルコスさん（在日16年）は派遣会社ラポールサービス（本社・浜松市）に雇用され武蔵精密（本社・豊橋市）に派遣され、通訳として生活全般の相談にのっていました。ブラジル人派遣労働者の労働条件の改善を願ってマルコスさんは、名古屋ふれあいユニオンに加入し組合活動を始めました。

その半年後、無理解な上司に対しておもしろく「バカヤロー」と発言したことをとらえて解雇されました。会社はマルコスさんが労働組合に入ったことを嫌悪して解雇の機会をねらっていました。マルコスさんは直ちに地位保全の仮処分を提訴しました。名古屋地方裁判所は3ヶ月後に解雇無効の決定を言い渡しました。

その後引き続いて解雇撤回を求めて裁判を続けてきたところ5月9日に判決が言い渡されることになりました。裁判闘争の中

でラポールの派遣労働者を武蔵精密に直接雇用させたり、地域で労働組合員を増やすなどの大きな成果を得ることが出来ました。

愛知県は全国でもっとも多くブラジル人が働いているところです。先日名古屋ブラジル領事館にブラジル人労働者の人権を守る働きかけを企業や行政に対して行うよう申し入れを行いました。判決後マルコスさんの会社の横暴を許さず職場復帰を求め親会社の「三共梱包」、派遣先の「武蔵精密」及び一番上にいる「ホンダ」自動車にも社会的責任を果たすよう申し入れを展開します。

外国人労働者の地位を守る事は日本人労働者の雇用を守る事と連動しています。引き続きご支援をお願いします。

（文責 近森 泰彦）

中部電力
アスベスト曝露
藤原裁判

中部電力は、

アスベスト曝露の責任を果たせ!!

中部電力の火力発電所に41年間勤務し、60歳で退職した藤原健次さんは、「左悪性胸膜中皮腫(ガン)」を発症し、2006年9月に亡くなりました。享年67歳でした。

2005年12月15日、中部電力は医師の診断結果を認め、労災認定を受けました。労災申請をする中で、藤原さんは「1966年7月～1985年6月まで、名古屋火力発電所(名古屋市港区大江町)で、建設電気担当、補修電気担当、運転業務。1985年～1999年6月まで新名古屋火力発電所で運転業務に従事し、現場の点検作業や巡視をしているとき、石綿製品の取り付け・取り外しなどで、飛散した石綿の曝露を受けた。」と述べています。石綿は、「静かなる時限爆弾」と言われ、曝露から30～40年経過して発症すると言われており、藤原さんの場合も、名古屋火力発電所勤務から40年が経過しています。

正義感が人一倍強かった藤原さんは、正規社員よりもさらに劣悪な現場の下請け労働者の健康を思いやって運動を準備している途中の急逝でした。

提訴前に話し合い解決を求めた代理人・渥美弁護士に対して、中部電力は、「当社といたしましては、貴職とは見解が異なり、安全配慮義務違反があったとは考えておりません。」という、にべもない回答があり



原告・藤原さん親子

ました。そこで遺志を受け継いだ奥様の重子さんが、中部電力を相手にして、謝罪と損害賠償を求める裁判を提訴しました。

電力会社は、原発の事故隠しやデーター改ざんなどの不正を「当たり前」のごとく続けてきたことに対し、謝罪を連発しています。アスベスト曝露も、人間の生命に関わる共通の問題です。中電アスベスト曝露藤原裁判の弁護団は10名。主任は、田巻紘子弁護士です。支援する会連絡先は、労働会館内、電力センター(TEL 052-883-7925、FAX 883-7926)、責任者は三枝豊明さんです。ご支援をお願いいたします。(文責 近森 泰彦)



提訴後の報告会(3月22日桜華会館にて)

ベトナム女性、トヨタ下請会社を告発

時給300円、トイレは1分15円の罰金

TCM(トヨタ下請のシート縫製会社)で、研修生・実習生として働いていたベトナム女性(年齢20歳前後)6人が、奴隷的労働をやめさせるため、2007年3月27日、名古屋地方裁判所に提訴しました。被告は、TCM、元請け・東海クラフト、豊田技術交流事業協同組合、天下り官僚で構成する「国際研修協力機構(TITCO)」の四者。請求は、未払いの賃金と慰謝料約7600万円です。最低賃金の半額にも満たない時給300円、いつ終わるともわからない長時間労働、トイレに行くと罰金、パスポートの取り上げ、強制貯金、劣悪な宿等など。彼女らの夢・希望を根こそぎに打ち砕いてしまいました。国では、家族親類から借金をし、家を抵当に入れて費用を捻出して来られた方ばかりです。

提訴当日、記者会見場のマスコミ記者は、かつてなく多く、質問も活発でした。ところが報道記事では、トヨタとの関連を鋭く指摘したところは一社もないという腰の引けた報道でした。

日本ジャーナリスト会議・大西五郎氏(前愛大教授)は、次のように述べています。

「トヨタ自動車は、CCC21プロジェクト(コンストラクション・オブ・コストコンティブネス)と称する、総原価低減活動を行っています。その中心に下請からの購入部品の調達コストを大幅に減らす目標を掲げています。これにより、下請け会社は納入部品の単価の切り下げを迫られ、大トヨタに反抗できない下請け会社は、従業員の労働条件の切り下げをやむなくさせられているのです。この事件はそういう中で起きているのであり、外国人研修生・実習生を、研修・実習の名を借りて劣悪な労働条件で働かせていることは以前から問題になっていました。」

続けて大西氏は、マスコミはトヨタに遠慮するなとして、「真実に近い迫る報道を求める意見書」を各社に送っています。この裁判は、アジアの若い友人の人権を守る日本労働者の大きな宿題です。

(文責：近森 泰彦)

用語解説

研修・実習とは

途上国の青年達が、進んでいる技術の習得を目的とする研修・実習制度は、「出入国管理及び難民認定法」に定められている。公私の機関により受け入れられ、技術又は知識の習得を目的とする活動。その後、法整備がすすみ、現在約8万人の規模に達している。研修期間は1年。実習生は労働者ではないから最低賃金制は適用されないというのが、企業の言い分です。この間は「留学生扱い」で、三分の一を日本語・生活習慣の学習に当てることが求められている。超過勤務をさせることは認められていません。実習期間は2年、研修を活かして実際の労働に従事すると労基法が適用される。日本経団連は、この「3年」を5年に延長し、「格安の労働力」を実現するために、政府に働きかけを行っている。

書籍紹介

「外国人研修生」=時給300円の労働者 壊れる人権と労働基準=

編者：外国人研修問題ネットワーク

発行：明石書店

頒価：1600円＋税

平和のための軍事力は必要か？

愛労連副議長 福田 秀俊

中日新聞の4月22日(日)の社説「週のはじめに考える」は、「歴史から学ぶ姿勢」でした。

「戦前の日本の転換点は満州事変から昭和10年前後。国の“かたち”が戦時体制になりました。現在の日本も状況が似ていませんか」として、「教育の国家統制」「情勢の国家統制」「言論統制の強化」「テロ」の四つをあげています。是非読んでみてください。

さて、私は、次の一節が気にかかりました。「よくいわれるように、『平和』や『反戦』を唱えるだけでは国民の生活は守れません。『平和のための軍事力が必要』という意識を持つ人が増えているのも事実です。」北朝鮮が、イラク戦争の教訓から「核(兵器)」にたよった結果、「脅威」は格上げされました。

そこでテポドンを飛ばさせない手は二つあります。一つが、自衛の名による先制攻撃です。「軍事力、力による平和」です。阿部首相が日米同盟を「血の同盟」と言って、片務的な同盟から、日本人の血を流す同盟へと格上げたさきには「脅威」の武力による排除が待っています。「脅威」とされる北朝鮮には、一体化した日米の軍事力には、身の縮む思いでしょう。何しろアメリカとは朝鮮戦争が「休戦中」に過ぎないのですから。

他の一つは「脅威」を作らない立場です。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」日本国憲法の立場です。安倍にはない「軍事力、力によらない平和」外交です。あなたはどちらを？

裁判員裁判の評議に思う、判断を下す者の思考課程

弁護士 岩井 羊一

私は、愛知県弁護士会の刑事弁護委員もしており、最近は裁判員の関係の行事にも参加している。裁判員制度では3人の裁判官と、6人の裁判員が一緒に議論をして結論を決める。本番の裁判員裁判では評議は秘密だが、いま行われている模擬裁判では、評議の課程を法曹関係者に公開しているものもあり、何度か傍聴をしてきた。

そもそも模擬裁判の事例は、検察官側、弁護側、それぞれ言い分があり、被告人はきわめて矛盾した人物の設定になっている。そうでなければ評議がすぐに終わってしまい複雑な事件の練習にならないからだ。評議をみていると、なるほどとおもうこともある。それは、裁判員も、裁判官も、判断の分かれ目の一つ二つのポイントになる証拠を重視して、結論を導いているということである。もっとも重要な争点についてある判断を下すと、それと反対の方向を向く証拠はすべて信用できなく思えるのであろう。弁護人、代理人としては、その重要なポイントについて、裁判官にいかに説得的な主張、立証できるのかが判断の分かれ目となる。よく判決について非常識などおもうことがあるが、われわれは、そのおかしい判断を批判しているだけではないでなくて、そのような非常識な判断となった「おおもと」は何かをよく分析する必要がある。おかしい結論を導かせないように裁判官あるいは裁判員に「おおもと」で説得する必要がある。

もっとも、当事者の立場では、その「おおもと」が何かはわかりにくい。独りよがりにならず大所高所に立った視点でよく検討することが必要である。これは、裁判員制度に限らず、裁判一般にいえることかもしれない。



新事務局員・加藤伸久さんの紹介

「働く者のいのちと健康を守る」
ために奮闘して見える皆さん、こんにちわ！

今年3月末日で42年間続けた自治体労働者（名古屋市上下水道局勤務）を定年退職。この4月1日から、これまでの健康センター個人理事から事務局員となりました。

現職の時代は、市民サービスの第一線として各行政区に設置された営業所で行政マンとして技術の業務についていましたが、仕事と同じくらいにいやそれ以上に情熱とエネルギーを傾け続けたのが労働組合の活動でした。

「行き当たりばったり」「出たところ勝負」の自分が永く組合活動をする事が出来たのは、生き方も境遇も異なる職場の仲間たちが、さまざま



な矛盾や行き違いを抱えながらも、最後には理屈を越えて、働く者の思いやりや結びつきで要求実現めざして頑張る姿に励まされてきたからです。

実務はまったくの新米です。皆さん、ともに頑張りますので、よろしくお願いします。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
5月11日(金)	中電・藤田裁判控訴審	13:30 名古屋高裁
13日(日)	内野さんを支援する会総会	13:30 安城文化センター
17日(木)	アスベスト懇談会	18:00 市政資料館
25日(金)	トヨタ自動車内野裁判証人尋問	10:00～16:30 名古屋地裁1103
26日(土)	鎌田 慧講演会	13:30 豊田産業文化センター
27日(日)	倉田さんを支援する会総会	13:30 刈谷市民会館
29日(火)	杉山裁判証人尋問	10:00～17:00 名古屋地裁
6月2日(土)	アスベスト研究会	13:30 労働会館
3日(日)	かすりの会公演	12:30 名古屋市民会館
8日(金)	小池裁判	11:30 名古屋地裁
8日～ 10日(金-日)	中央労安学校	12:30 全労連会館 東京
8日～ 9日(金-土)	裁判勝利をめざす全国交流集会	13:00 熱海・池田ホテル
7月2日(月)	年会誌原稿締め切り	
21日～ 22日(土-日)	日本社会医学会・自由集会参加	13:00 名大情報連携基盤センター
8月25日(土)	愛知健康センター第17回総会	13:00 労働会館2F会議室

全国センターの行事のご案内

第3回労安中央学校 6月8～10日開催

カリキュラム、講師陣決定 お問い合わせは 03-5842-5601へ

日 程	時 間	講義名	講義内容	講師名
1 日 目 (8 日)	13 : 00 - 13 : 30	開校式		
	13 : 30 - 15 : 00	第1 講義	労安法にもとづく安全衛生活動	丹野 弘 (全労働中央執行委員)
	15 : 15 - 16 : 45	第2 講義	アスベスト健康被害と対策	田村 昭彦 (副理事長・九州社会医学研究所長)
	17 : 00 - 18 : 30	第3 講義	安全衛生活動の実際	村上 剛志 (東京社医研センター理事)
2 日 目 (9 日)	09 : 30 - 11 : 00	第4 講義	職場における リスクアセスメント入門	近藤 雄二 (天理大学教授)
	11 : 15 - 12 : 45	選択講義 (Ⅰ)	①過重労働と脳・心臓疾患(過労死)	長谷川吉則 (副理事長・千葉健生病院長)
			②筋骨格系障害(頸腕・腰痛など)	小野雄一郎 (藤田保健衛生大学教授)
			③メンタルヘルス不全(過労自殺)	田井 健 (みさと協立病院・医師)
			④パワーハラスメントの諸問題	山下敏雅 (川人法律事務所・弁護士)
	13 : 45 - 15 : 15	選択講義 (Ⅱ)	①過重労働と脳・心臓疾患(過労死)	長谷川吉則 (副理事長・千葉健生病院長)
			②筋骨格系障害(頸腕・腰痛など)	小野雄一郎 (藤田保健衛生大学教授)
			③メンタルヘルス不全(過労自殺)	田井 健 (みさと協立病院・医師)
			④パワーハラスメントの諸問題	山下敏雅 (川人法律事務所・弁護士)
	15 : 30 - 17 : 30	分科会	①第1分科会	職場の現状報告し合い、健康と安全を守るための対策を集団でねりあげます。参加者は事前に準備をお願いします(教職員向けの分科会を設けます)。
			②第2分科会	
			③第3分科会	
			④第4分科会	
3 日 目 (10日)	09 : 30 - 11 : 00	第5 講義	産業医から見た職場の安全衛生活動	阿部 眞雄 (労働科学研究所・研究員)
	11 : 15 - 12 : 30	第6 講義	新自由主義と働き方の変化 (命と健康問題を中心に)	脇田 滋 (龍谷大学教授)
	12 : 30 - 13 : 00	閉校式	感想文、修了証授与	

＜2007年度健康センター年会誌原稿執筆のお願い＞

原稿締め切り：6月30日(土)

いのちと健康を守る運動に役立つ書籍といたく、会員・読者の皆さんへお願い！
職場の労安活動実践報告・投稿・労安関連資料など400字～4500字で、
ワード又は一太郎テキスト形式で入力し、フロッピーかメールで届けてください。

編集責任者：鈴木 明男